

蒲郡市スマート市役所改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 経営資源の制限が見込まれる将来においても質の高い行政サービスを提供することができる持続可能な体制づくりを目指し、蒲郡市スマート市役所改革を総合的かつ着実に推進するため、蒲郡市スマート市役所改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は次の事務を所掌する。

- (1) 蒲郡市スマート市役所改革に係る方針の決定に関すること。
- (2) 蒲郡市スマート市役所改革の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) その他蒲郡市スマート市役所改革の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、部長、部長相当職、次長及び次長相当職のうちから市長が指名する者をもって充てる。
- 5 その他市長が指名する者を本部員とすることができる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(プロジェクトチームの設置)

第6条 本部長は、スマート市役所改革推進に係る個別専門的な事項について調査及び検討を行うため、推進本部に専門のプロジェクトチームを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画部デジタル行政推進課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。